

一般財団法人福岡県社会保険協会 チラシ同封サービス事業規約

第1条（サービス概要）

このサービスは、一般財団法人福岡県社会保険協会（以下、「協会」という）が発行する「社会保険ふくおか」を送付する際、会員事業所からお預かりした広告チラシ等を同封送付するもので、協会会員事業所が営む事業活動に対し、有益な情報提供となることを目的として実施するものとする。

第2条（サービスの利用対象者）

協会の協会費を納付している会員事業所とする。

第3条（遵守事項）

同封サービスを利用する広告チラシの内容は、会員に不利益を与えないものとし、次に掲げるものは受付できません。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 関係法規に違反するもの
- (3) 誤解を与える恐れがあるもの
- (4) 会員に不当な不利益を与える恐れがあるもの
- (5) 政治、宗教に関連する内容であるもの
- (6) 意見広告に関するもの
- (7) 商品先物取引及び貸金業など、営利性を帯びているもの
- (8) 投機性が高い不動産投資、フランチャイズチェーン等の募集に関するもの
- (9) 風俗営業に関するもの
- (10) 効能、効果に個人差のある製品に関するもの
- (11) 誇大広告など、「不当景品類及び不当表示防止法」に抵触するもの
- (12) その他、協会が不相当と認めたもの

第4条（利用の不許可）

本サービスの利用を希望するものが前条に反した場合、または、その他の理由により不相当と認められる場合は本サービスの利用を許可しないものとする。

第5条（チラシ内容に関する責任）

チラシの内容等に関する責任は、一切サービス利用契約者に帰属する。

第6条（トラブルの対応）

本サービス利用に関する手続き上のトラブル等は、サービス利用契約者が責任を持って対応する。

なお、サービス利用契約者がサービス利用により生じた取引上のトラブル等については、協会は一切の責任を負わないものとする。

第7条（発送予定日）

4月5日、6月5日、8月5日、10月5日、12月5日、2月5日（年6回）

※郵便局メール便を利用するため、到着までに2～3日かかる場合がございます。

第8条（チラシの発送対象）

同封月時点での、協会会員事業所に発送する。

第9条（事業の利用料金）

本サービスの利用料金は1回につき、発送数×5円+消費税とする。

第10条（申込方法と期限）

本サービスの利用申込をする際、発送月の前月5日までに所定の利用契約書に必要事項を記載、押印のうえ、チラシのサンプル（または原稿）とともに、協会に郵送、メールまたは直接持参する。なお、封入件数に限度があり、申込は先着順とする。

第11条（審査）

協会がサービス利用契約者から申込書の提出を受けた場合は、必要事項等を精査のうえ、審査を行い、同封の可否を決定しサービス利用契約者に連絡する。

第12条（チラシの仕様）

同封するチラシは、原則として、A4版のチラシ1枚、またはA3版1枚とする。素材は紙製とする。その他のサイズや素材については、事前に相談する。

第13条（チラシの納品部数および納品日）

チラシは、サービス利用契約者が会員相当分を用意し、発送日の前月20日（同封数及び休日等の関係で前後する場合があります）までに下記の協会指定の取扱代理店に直接納品または郵送しなければならない。直接納品する際「福岡県社会保険協会チラシ同封サービス」と明記し、品名、部数、事業所名、担当者名、連絡先を記載した納品書を添付してください。なお、原則として残部は返却しない。

【取扱代理店】

〒812-0004 福岡市博多区榎田 1-9-29

九州総合サービス（株）営業部 営業促進課 田鍋 宏明宛

電話番号 092-441-1704

第14条（利用料金の支払い）

チラシ等の同封決定を受けたサービス利用契約者は、第13条の取扱代理店の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料はサービス利用契約者の負担とする。

第15条（同封の停止）

次に該当する場合は、協会の判断によりサービス利用契約者に事前に連絡することなく、チラシ等の同封を停止することができるものとする。その際の利用料金の返金はできないものとする。

- (1) 法令による規制、司法命令等が適用されたとき
- (2) 当該利用契約者が当社の利益に反する行為を行うか、行う恐れがあるとき。
- (3) 当該利用契約者がチラシ同封サービス事業規則の条項に違反したとき。

第16条（免責事項）

協会の意図的な怠慢および責務不履行等によるものを除き、協会は本サービスの利用に起因する損害についてその責任を負わないものとする。サービス利用契約者が本サービスを通じて第三者に損害を与えた場合、当該サービス利用契約者は自らの責任において問題を解決するものとする。

第17条（損害賠償）

協会は、サービス利用契約者に対して発生した全ての損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償を負う義務はないものとする。

サービス利用契約者の責任において、協会が損害を被った場合、当該サービス利用契約者は協会に対し、サービス利用契約の解除の如何にかかわらず、損害賠償の義務を負うものとする。

第 18 条（規約の適用）

本契約は、サービス利用契約者と協会は一切のサービス利用に関して適用されるものとする。

協会は、サービス利用契約者の承諾を得ることなく、本契約を変更できるものとし、業務上の手続き、サービス内容、利用料金、その他一切の要素の全部または一部につき、修正及び改定、中止することができるものとする。

サービス利用契約者は、料金その他要素について、変更後の利用規約に従うものとする。

同サービス規約等を変更する場合は、協会ホームページ及びメールにてサービス利用契約者に事前に告知するものとする。

第 19 条（協議事項）

その他、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決することとする。

（附則）本規則は平成 30 年 4 月 1 日より実施